

7月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和5年7月15日

～令和5年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に令和5年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】
7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者（0歳～75歳未満）について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

令和5年度 税率表

*前年中の所得を基準としています。

区分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得-基礎控除43万円)×7.9%	(*所得-基礎控除43万円)×2.7%	(*所得-基礎控除43万円)×2.9%
均等割額	1人あたり27,200円	1人あたり9,200円	1人あたり16,800円
平等割額	1世帯20,000円	1世帯8,400円	—
課税限度額	65万円	20万円	17万円

保険税軽減基準が変わります(※申請不要の制度です)

国民健康保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減される措置について、軽減判定所得の改正が行われました。同じ世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

	令和4年度	令和5年度～
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (28.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) + (29万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (52万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) + (53.5万円×被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

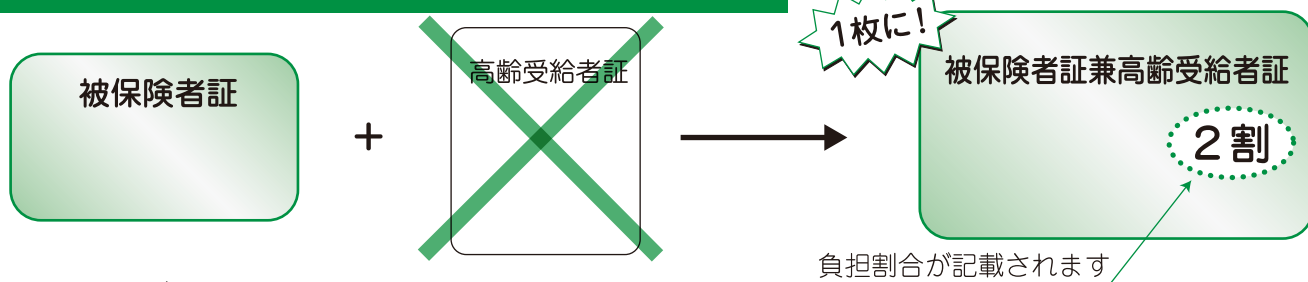
やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

保険税についてのお問い合わせ… 保険年金課保険税係 ☎53-1646

70歳～74歳の人へ

令和5年8月から高齢受給者証は被保険者証と一体化されます！

8月からは高齢受給者証はなくなり、被保険者証に負担割合が印字されます。



～ 医療費が高額になる方へ～

限度額適用認定証の交付申請について

対象者 保険税を完納している国民健康保険加入者

70歳以上の人で現役並み所得者Ⅲまたは一般の区分に該当する人は限度額適用認定証は必要ありません。代わりに被保険者証兼高齢受給者証を提示することで、限度額までにおさえることができます。

有効期限 申請月の1日～令和6年7月31日

限度額適用認定証の有効期限が令和5年7月31日までのものをお持ちの人で令和5年8月1日以降も認定証が必要な場合は、改めて交付申請が必要です。

交付申請

市役所窓口（保険年金課給付係1階㊸窓口）にお越しください。また、交付申請は郵送でもできます。

令和5年8月1日以降も認定証が必要なときは交付申請が必要です。

自己負担限度額（月額）

70歳未満の人		世帯単位
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)		
901万円を超える	ア	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
210万円以下	エ	57,600円
住民税非課税世帯	オ	35,400円

70歳以上の人				
	所得区分		外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	現役並み所得者	住民税課税所得		
現役並み所得者	Ⅲ	690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	57,600円
	Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	
	Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	
一般			18,000円 (年間上限は144,000円)	57,600円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ			15,000円

- 入院時の食事代や差額ベッド料、保険のきかない治療費用等については対象となりません。
- 過去12ヶ月間に世帯単位の限度額を超えた月が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が異なることがあります。

お問い合わせ… 保険年金課給付係 ☎53-1643